

## ねんきんコーナー

## 国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入のうえ、ご返送ください。

なお、令和8年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

◆**対象となる方** 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方で夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

◆**所得の目安(対象者本人)** 128万円+(扶養親族等の数×38万円)

◆**申請先** ●お近くの年金事務所 ●住民登録をしている市(区)役所、町村役場の国民年金担当窓口  
●在学中の学校など(※) ●マイナポータルより電子申請

※在学中の学校などが学生納付特例の代行事務を行う許認可を受けている場合に限りです。

◆**添付書類** 学生証の写しまたは在学証明書

## スマートフォンアプリを使用した電子決済納付開始について

国民年金保険料は、スマートフォンアプリを利用した電子(キャッシュレス)決済ができるようになってきました。スマホ決済は、対応する決済アプリをスマートフォンなどの端末にインストールしたうえで、端末のカメラ機能を使用し、納付書に印字されたバーコードを読み取ることで、その場で納付することができるサービスです。現時点における対象決済アプリは、以下のとおりです。

- AEON Pay ●auPAY ●d払い
  - PayB(PayBと提携している各金融機関が提供する決済アプリを含む)
  - PayPay(PayPayマネーライトでは納付できませんので、ご注意ください) ●楽天ペイ
- 詳しい内容につきましては、日本年金機構ホームページをご覧ください。

- お問い合わせ 日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616  
本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800  
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701

## 令和8年度の幡多年金事務所の出張年金相談について

例年実施していましたが、佐賀支所での幡多年金事務所による出張年金相談は、令和8年度の実施はありません。年金相談につきましては、幡多年金事務所窓口相談をご利用いただきますようお願いいたします。また、窓口相談の際には、予約相談をご利用いただくと待ち時間も安心・便利です。なお、ご予約やお問い合わせのお電話の際には、基礎年金番号またはマイナンバーをご準備ください。

年金受給者への各種通知書の再交付やご自身の年金記録、年金受給見込額については、「ねんきんネット」を利用したお手続きや照会が可能ですので、かんたん便利なねんきんネットをぜひご利用ください。「ねんきんネット」へのアクセスは右記のQRコードをご利用ください。



マイナポータル

○お問い合わせ

日本年金機構 幡多年金事務所 お客様相談室 ☎34-1616(音声ガイダンス①→②)

●予約受付専用電話(年金相談に関する窓口相談のご予約) ☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

※050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は、☎03-6631-7521

●ねんきんダイヤル(年金相談に関する一般的なお問い合わせ) ☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

※050で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は、☎03-6700-1165